

北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第1回総会）

日時：平成27年4月23日（木）10：30～

会場：札幌第1合同庁舎6階会議室

○事務局（年金審査課長補佐）

皆さま、本日はお忙しい中、北海道地方年金記録訂正審議会第1回総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第1回総会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めます、北海道厚生局年金審査課の佐々木です。どうぞよろしくお願いたします。

会長選出までの間、暫時議事進行をさせていただきます。

まず始めに、北海道地方年金記録訂正審議会委員の任命通知を交付いたします。五十音順にお名前を読み上げますので、ご起立願います。

（北海道厚生局長から任命通知交付）

赤塚 明美、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
荒 千鶴、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
江川 昇、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
大平 禮 司、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
小林 信也、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
千田 都茂美、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
中田 克己、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
星 政良、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
本間 裕邦、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
前田 千恵子、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
増谷 康博、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。
宮元 仁、北海道地方年金記録訂正審議会委員に任命する。よろしくお願いたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

以上、北海道地方年金記録訂正審議会の委員総数は、12名でございます。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いたします。座席表、議事次第に続きまして、資料1：北海道地方年金記録訂正審議会委員名簿、資料2：北海道地方年金記録訂正

審議会について、資料3：議題1 会長の選任について、資料4：議題2 北海道地方年金記録訂正審議会運営規則（案）について、資料5：議題3 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について、でございます。

資料等に不足はございませんでしょうか。

○委員

「不足ありません」の声あり。

○事務局（年金審査課長補佐）

事務局の出席者につきましては、お手元の座席表に、それぞれの役職と氏名を記載しておりますので、そちらをもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局長の山本より、ご挨拶申しあげます。

○事務局（北海道厚生局長）

おはようございます。北海道厚生局長の山本です。

桜の開花があり、大変良いお日和でございます。皆さんお忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

北海道地方年金記録訂正審議会委員への募集に、各団体からご推薦された方も多と思います。快くお引き受けくださいましたこと、心から感謝申し上げます。

年金記録問題は大変な社会問題です。年金保険制度というのは、日本の社会保障制度の中でも最も重要な大きな柱になっているわけですが、それに対する信頼を揺るがしかねないということで、平成19年6月総務省に第三者委員会を作り、記録をきちんとしていこうと言うことでございました。この委員会のバトンを引き継いで、今年度より厚生労働省でその役割を担っていくということになりました。

やり方としましては、総務省での委員会のような本人の申立てによるあっせんという形から諮問、答申という形に、制度的には違いますが基本的に今まで積み上げてきてきた方々のご経験や事例などを踏まえて、今回正しく厚生労働省にバトンが渡ったわけですが、このトランディッションの時に、よもや国民に不利益や停滞をさせないようにと、職員一同緊張感を持っておりますが、みなさんのご指導をいただいて取り組んで参りたいと思っております。

少しずつ年金制度に対しても信頼が戻ってきたのかもしれないと思っております。この仕組みの制度を引き続き保てるように事務局としても精一杯ご指導を仰ぎながら努力していきたいと思っております。委員の先生方にもお忙しいとは存じますが、引き続きご尽力、ご指導いただければと思っております。

一言ご挨拶させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、当審議会の概要についてご説明し、本日の会議の成立についてご報告いたします。

○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の高畑でございます。よろしくお願いします。

お手元にお配りしております資料2の北海道地方年金記録訂正審議会についてをご覧ください。

1ページは 今までの「年金記録確認第三者委員会による手続き」と新しい制度であります「年金個人情報の訂正請求の手続き」との比較を図式しております。

この二つの手続きの大きな違いは、今までは申立てがあった年金記録の訂正について年金記録確認第三者委員会において作成された「あっせん案または非あっせん案」により総務大臣が厚生労働大臣に対して訂正の「あっせん・非あっせん」をするというものでした。

新しい制度では、厚生労働大臣にその権限を委任された地方厚生局長が記録の訂正または不訂正の決定という行政処分をすることになりますが、決定にあたっては、地方年金記録訂正審議会に諮問し、審議会の答申に基づいて行うこととされております。

また、今までは総務大臣の「あっせん・非あっせん」に対しまして申立人が不服を申し立てるという道は事実上開かれておりませんでした。新しい制度では決定に対して行政不服審査法に基づく審査請求や訴訟提起ができることとなります。

2ページ目からの資料は、初めに新しい制度に係る法令の概要をお示しし、そのあとにそれぞれの条文を載せておりますが、ご説明は法令の概要の方を見ながら進めさせていただきます。

年金記録訂正に係る厚生局長の決定にあたって、年金記録訂正審議会に諮問することにつきましては、厚生年金保険法・国民年金法にそれぞれ謳われておりまして、地方厚生局に審議会を置くことにつきましては政令によって定められております。

3ページには 審議会規則の概要をお示しました。

審議会の委員は、30人以内と定められておりますが 北海道におきましては12名での立ち上げとなります。

審議会は、委員の互選により会長を選任し、また、会長は、会長代行・部会に属すべき委員・部会長を指名し、さらに部会長は 部会長代理を指名することとされております。

審議会・部会は、委員の過半数が出席しなければ会議の開催・議決をすることができないとされ、議事につきましては 会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は 会長・部会長が決するとされております。

委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができません。

この他、議事の手続きや審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとなっております。

本日の会議は 委員総数 12 名に対しまして 12 名全員の委員の方のご出席をいただいております。これは先ほどご説明いたしました規定の定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

【議題 1】会長の選任について

○事務局（年金審査課長補佐）

それでは、本日の議題に入らせていただきます。最初の議題は、会長の選任についてです。資料 3 をご覧ください。地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 1 項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされています。

つきましては、この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いします。

○星委員

中田委員が審議会の会長に適任と考えます。

○事務局（年金審査課長補佐）

ただいま、星委員から、中田委員に会長をお願いしてはどうかとのご発言がありましたが、他の委員の皆さまいかがでしょうか。

○委員

「異議なし」の声多数あり。

○事務局（年金審査課長補佐）

ご異議なしということで、中田委員に会長をお願いいたします。中田委員、よろしくお願いたします。恐れ入りますが、中田委員には、会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○中田会長

弁護士の中田でございます。弁護士を 30 年しております。

今日が第 1 回目ということで、これまでの第三者委員会から名前も組織も変わったようでございますが、やることはだいたい同じで、ノウハウは大分出来ていると思っているので、粛々とやっていきたいと思っております。

今後、年金問題につきましても混乱の時代を経て落ち着きを見せて、だんだん良い方向

に向かっていくのではないかと考えておりますので、みなさんよろしくご指導お願いしたいと思っております。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

○事務局（年金審査課長補佐）

ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行は、中田会長をお願いいたします。

【議題2】北海道地方年金記録訂正審議会運営規則（案）について

○中田会長

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は、北海道地方年金記録訂正審議会の運営規則についてです。

地方年金記録訂正審議会規則第10条の規定では、「議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」とされています。

事務局から、北海道地方年金記録訂正審議会運営規則（案）について、説明してください。

○事務局（年金審査課長）

お手元にお配りしています、資料4、北海道地方年金記録訂正審議会運営規則（案）についてをご覧ください。

会議の招集につきましては、審議会は会長が、部会は部会長が招集し審議を運営します。

会長・部会長は、審議会・部会をそれぞれ招集するときは委員に通知し、委員は、審議会・部会に出席できない時はあらかじめ会長・部会長に届け出をします。

次に部会についてですが、審議会には3つ以内の部会を置けることとします。

諮問の付議ですが、会長は、北海道厚生局長から諮問を受けたときはそれを取り扱う部会を定めて付議します。

部会長は、付議された請求事案を取り扱うことが不相当と認めるときは会長に報告し、会長は、他の部会に変更する必要を認めるときは部会長の意見を聞いて取り扱う部会を変更します。

議決につきましては、会長の同意を得て部会の議決を審議会の議決とすることができることとします。

次に委員の排斥についてですが、先ほどの審議会規則の中で委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができないことをご説明いたしました。その具体的な範囲を定めております。委員が請求者の親族後見人、請求事案に係る事業所の代表者・役員である場合等がこの範囲に含まれます。

会議は非公開を原則としますが、会長または部会長が必要と認めるときは、公開とする

ことができることとします。

次に口頭意見陳述および説明聴取についてです。請求者から申し立てがあったときは、審議会・部会がその必要を認めない場合を除いて口頭で意見を述べる機会を与えるものとします。また、必要と認めるときは事業主その他関係者に口頭で説明を求めることもできるものとします。

また、これらは審議会・部会の開催地以外でも行うことができることとしており、詳細につきましては資料6の口頭意見陳述等実施要領（案）の中でご説明いたします。

審議会の答申は、公開とします。議事の経過につきましては 議事録を作成しますが、この他に議事要旨を作成して公開します。

○中田会長

ありがとうございました。それでは委員の皆さまから、ご質問やご意見などを頂戴したいと思います。

○委員

（質問の声なし）。

○中田会長

特に、ご意見等がないようですので、本審議会の運営規則については、（案）のとおり、承認するということにします。

それでは、前後しましたが、ここで改めて、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、判断します。

ただいま決定しました本審議会の運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。

まず、本日の議題1から議題3までの議事については、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断できますので公開とします。

事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と合わせて北海道厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私の他に、本間委員と増谷委員の2名を指名しますので、事務局は、議事録の整理ができ次第、私と本間委員、増谷委員に送付し、確認の上、署名してもらってください。本間委員、増谷委員には、よろしくお願ひします。

【議題3】 会長代行、部会長及び部会に属すべき委員の指名について

○中田会長

続きまして、議題の3番目。本審議会の会長代行、部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長の指名に入ります。

資料5をご覧ください。会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされています。

また、同規則の第6条第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、第3項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。その上で、本審議会にあっては、前の議題で承認いただきました運営規則第4条第1項において、「3以内の部会を置くことができる」としたところでございます。

これから、「会長代行」、「部会に属すべき委員」、「それぞれの部会長」の指名に関する資料をお配りします。

(事務局は、「資料5-1」を委員へ配付)

○中田会長

委員の皆さんは、ただいま配付しました「資料5-1」をご覧ください。

まず、会長代行には、本間委員を指名します。本間会長代行におかれては、私に事故があったようなときや委員の改選期において、会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いします。

続いて、「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」を指名します。本審議会には、3つの部会を設置します。

第1部会は、前田委員、小林委員、赤塚委員と私の4名で構成し、部会長は私とします。

第2部会は、本間委員、江川委員、千田委員、宮元委員の4名で構成し、部会長には本間委員を指名します。

第3部会は、増谷委員、大平委員、荒委員、星委員の4名で構成し、部会長には増谷委員を指名します。

会長代行、部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長の指名は以上です。

今後、地方審議会総会の開催は、必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集します。委員の皆さまにおかれては、ただいま指名いたしました部会長の下で、北海道厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくをお願いします。

【議題4】その他

○中田会長

本日予定の議題はここまでですが、先ほど、本審議会の組織や運営に関する骨格について、運営規則として決定しました。今後、各部会において個別請求事案の審議が始まってくるわけですが、それに先だって、本審議会として決めておかなければならない事務手続きや各部会長の意思決定に関するルールが必要となります。

これら事務手続きやルールなどについては、運営規則第 16 条の「運営規則に定めるもののほか、審議会の事務手続きに関し必要な事項は、会長が定める」という規定に基づき決定することになります。

このため、本審議会としてあらかじめ決めておくルールなどを議題として追加しますので、ご了承ください。

ここからの議事については、本審議会内の事務手続きや運営に関する会長又は部会長の意思決定にかかわるルールが含まれますので、これらを公開すると本審議会の運営に支障が生じる懸念があると認め、議事及び資料は「非公開」とします。

傍聴者はおりませんので、議事進行します。それでは、事務局より、その趣旨や資料説明をお願いします。

《以後非公開》